

財政制度等審議会 財政制度分科会（令和4年4月13日）資料の一部訂正について

財政制度等審議会 財政制度分科会（令和4年4月13日）資料について、以下のとおり、訂正します。

（誤）（参考資料）「社会保障（参考資料）」31 ページ（予防接種法及び新型インフル等特措法上の接種類型について）

予防接種法及び新型インフル等特措法上の接種類型について

	定期接種	臨時接種	臨時接種 (コロナ特例)	新臨時接種	特定接種	住民接種	(参考) 2009年 新型インフル対応
根拠	予防接種法 第5条第1項	予防接種法 第6条第1項、第2項	予防接種法 附則7条	予防接種法 第6条第3項	特措法第28条 ※臨時接種とみなす	特措法第46条 ※予防接種法第6条 第1項を踏替適用	予算事業
趣旨等	平時のまん延予防 ・A類 集団予防 ・B類 重症化予防	痘その流行時のように、疾病のまん延予防上緊急の必要 第1項の場合 (都道府県の判断で実施) 第2項の場合 (厚労大臣の指示により実施)	疾病のまん延予防上緊急の必要(厚労大臣の指示により実施)	2009年A/H1N1のように、病原性が低い疾病のまん延予防上緊急の必要	医療従事者等公共性の高い社会機能維持者への接種	緊急事態宣言下での国民全体に対する接種	死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと及びそのために必要な医療を確保することを目的とする
主体	市町村長	都道府県知事 市町村長 (都道府県知事が指示できる)	市町村長 (厚労大臣が都道府県を通じて指示できる)	市町村長 (厚労大臣が都道府県を通じて指示できる)	厚生労働大臣 (政府対策本部長が指示できる)	市町村長 (厚労大臣が都道府県を通じて指示できる)	国 (実施要綱で都道府県、市町村の役割を規定)
対象者	政令で決定	都道府県知事が決定	厚生労働大臣が決定	厚生労働大臣が決定	政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定	政府対策本部長が基本的対処方針を変更して決定	国民を対象 (優先順位を付けて接種)
費用負担	市町村長 A類：地方交付税9割 B類：地方交付税3割	○ 都道府県実施 国 1/2 都道府県 1/2 ○ 市町村実施 国 1/3 都道府県 1/3 市町村 1/3	国 1/2 都道府県 1/2 国が全額	低所得者分について 国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4	国 (地方公務員への接種は、それぞれの都道府県・市町村が負担)	国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4 (自治体の財政力に応じ、国がかさ上げの財政負担を講じる)	低所得者分について 国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4
自己負担	実費徴収可	自己負担なし	自己負担なし	実費徴収可	自己負担なし	自己負担なし	実費徴収可
公的関与	A類：勧奨○ 努力義務○ B類：勧奨× 努力義務×	勧奨○ 努力義務○	勧奨○ 努力義務○ ^(※) (※) 政令で定める者(妊娠中の者)は除く	勧奨○ 努力義務×	勧奨○ 努力義務○	勧奨○ 努力義務○	勧奨× 努力義務×
救済	A類：高水準 B類：医薬品と同水準	高水準	高水準	やや高水準	高水準	高水準	医薬品と同水準 (健康被害救済に係る特別措置法を制定)

(正) (参考資料)「社会保障 (参考資料)」31 ページ (予防接種法及び新型インフル等特措法上の接種類型について)

予防接種法及び新型インフル等特措法上の接種類型について

	定期接種	臨時接種	臨時接種 (コロナ特例)	新臨時接種	特定接種	住民接種	(参考) 2009年 新型インフル対応	
根拠	予防接種法 第5条第1項	予防接種法 第6条第1項、第2項	予防接種法 附則7条	予防接種法 第6条第3項	特措法第28条 ※臨時接種とみなす	特措法第46条 ※予防接種法第6条 第1項を統括適用	予算事業	
趣旨等	平時のまん延予防 ・A類 集団予防 ・B類 重症化予防	痘その流行時のように、疾病のまん延予防上緊急の必要 第1項の場合 (都道府県の判断で実施) 第2項の場合 (厚労大臣の指示により実施)	疾病のまん延予防上緊急の必要 (厚労大臣の指示により実施)	2009年A/H1N1のように、病原性が低い疾病のまん延予防上緊急の必要	医療従事者等公共性の高い社会機能維持者への接種	緊急事態宣言下での国民全体に対する接種	死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと及びそのために必要な医療を確保することを目的とする	
主体	市町村長	都道府県知事 市町村長 (都道府県知事が指示できる)	市町村長 (厚労大臣が都道府県を通じて指示できる)	市町村長 (厚労大臣が都道府県を通じて指示できる)	厚生労働大臣 (政府対策本部長が指示できる)	市町村長 (厚労大臣が都道府県を通じて指示できる)	国 (実施要綱で都道府県、市町村の役割を規定)	
対象者	政令で決定	都道府県知事が決定	都道府県知事が決定	厚生労働大臣が決定	厚生労働大臣が決定	政府対策本部が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定	政府対策本部が基本的対処方針を変更して決定	全国民を対象 (優先順位を付けて接種)
費用負担	市町村長 A類：地方交付税9割 B類：地方交付税3割	○ 都道府県実施 国 1/2 都道府県 1/2 ○ 市町村実施 国 1/3 都道府県 1/3 市町村 1/3	国が全額	低所得者分について 国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4	国 (地方公務員への接種は、それぞれの都道府県・市町村が負担)	国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4 (自治体の財政力に応じ、国がかさ上げの財政負担を講じる)	低所得者分について 国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4	
自己負担	実費徴収可	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし	実費徴収可	自己負担なし	自己負担なし	実費徴収可
公的関与	A類：勧奨○ 努力義務○ B類：勧奨× 努力義務×	勧奨○ 努力義務○	勧奨○ 努力義務○	勧奨○ 努力義務○ ^(※) (※) 政令で定める者 (12歳未満の者) は除く	勧奨○ 努力義務×	勧奨○ 努力義務○	勧奨○ 努力義務○	勧奨× 努力義務×
救済	A類：高水準 B類：医薬品と同水準	高水準	高水準	高水準	やや高水準	高水準	高水準	医薬品と同水準 (健康被害救済に係る特別措置法を制定)

以上

問合せ先
財務省主計局厚生労働係
03-3581-4111 (内線 2369)